

児童福祉法の改正について

改正の趣旨

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図る。

1 認可外保育施設に対する監督の強化等

①施設の把握

認可外保育施設を設置したものの届出制の創設

②利用者への情報提供の強化

事業者は、認可外保育施設の運営等に関し、毎年状況報告を行わなければならないこととする。都道府県及び市町村は連携して、認可外保育施設のサービス内容等に関する情報提供を行うものとする。

重要事項の掲示・書面交付など事業者の利用者に対する情報提供措置を整備

③悪質な施設の排除の徹底

現行法に規定されている「事業停止命令・閉鎖命令」に加え「勧告・公表」を監督手段として規定し、より実効性の高い認可外児童福祉施設の監督が行えるようにする。

④効率的な保育サービスの提供の推進

保育需要の増大している市町村は、公有財産の貸し付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

⑤保育士の名称独占等

認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でないものが保育士を称することを禁止する等の措置を講ずる。

2 児童委員の活動の活性化

①児童委員の職務の見直し等

地域における子育て支援の観点から児童委員の職務を見直し、児童福祉施設・児童の健やかな育成活動を行う者との連携・支援、健全育成の気運の醸成等を業務に追加するとともに、資質の向上のための研修の充実を図る等の規定を整備する。

②主任児童委員の法定化

児童福祉について大きな役割を果たしている主任児童委員を法律上明確に位置づける。

3 施行期日

1) 認可外保育施設等に関する監督強化

公布後1年以内で政令で定める日

効率的な保育サービスの提供の推進については、公布の日

保育士の名称独占等については、公布後2年以内で政令で定める日

2) 児童委員の活動の活性化

平成13年12月1日

少子化への総合的な対応について

【政府における取組み】

少子化対策推進関係閣僚会議

- (開催状況)
- ・ 第1回 11年 5月
 - ・ 第2回 11年 11月
 - ・ 第3回、4回 11年 12月
- ※ 「基本方針」のフォローアップのため、今後、随時開催

【広く国民的な取組み】

少子化への対応を推進する国民会議
(労使などの代表者21人、有識者5人)

- (開催状況)
- ・ 第1回 11年 6月
 - ・ 第2回 12年 4月
 - ・ 第3回 13年 6月
- ※ フォローアップのため、今後、随時開催

★ 少子化対策推進基本方針 (11年12月)
〔政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針〕

★ 新エンゼルプラン (11年12月)
〔重点的に実施すべき少子化対策の具体的実施計画〕

★ 「国民的な広がりのある取組みの推進について」 (12年4月)
〔構成団体の取組み、国民会議としての取組みについて取りまとめ〕

- ☆ 「子どもを産み育てやすい社会を目指して」(12年4月) 少子化問題についての共同アピール (日経連/連合)
- ☆ 家庭や子育てに夢を持てる社会づくりのための全国キャンペーンの実施 (標語・シンボルマークの募集等)
- ☆ 少子化に関するシンポジウム等に対する後援

少子化対策推進基本方針（要旨）

〔平成11年12月17日〕
少子化対策推進関係閣僚会議決定

（基本方針策定の目的）

- 近年の出生率の低下は、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与える懸念。政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定。

（少子化対策の趣旨）

- 少子化対策は、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするもの。

（基本的な施策）

1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
 - 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備
 - 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
 - 出産・子育てのために退職した者の再就職の支援等
 - 企業の子育て支援の取組みに対する評価等
3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
 - 母子保健施策の推進
 - 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備と家庭教育の支援
 - 子育て等に関する地域交流の活性化
 - 多様な需要に応える地域の子育て支援体制の整備
 - 児童虐待への対応
 - 農山漁村における子育て支援のための環境づくり
 - 子どもを犯罪等から守る活動の推進
 - 児童手当
4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備
 - 必要なときに利用できる保育所等の受入枠の整備等
 - 利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスの普及促進
 - 保育サービスの質の確保と情報公開の推進
5. 子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進
 - 「生きる力」を育てる学校教育等の推進
 - 柔軟な学校教育制度への改革
 - 学校、地域における家庭や子育ての意義等に関する学習の推進
 - 開かれた学校づくりの推進
 - 多様な人生設計に対応した柔軟な大学制度
 - 教育に伴う経済的負担の軽減
6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備
 - 良質な住宅の整備
 - 子ども連れでも安心して外出等ができる生活環境の整備
 - 農山漁村における生活環境の整備

（少子化対策の推進体制等）

- 重点施策についての具体的実施計画（新エンゼルプラン）の策定

重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）の要旨

平成11年12月19日

I. 趣旨

- 少子化対策については、これまで「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意）及びその具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（平成6年12月大蔵・厚生・自治大臣合意）等に基づき、その推進を図ってきたところ
- このプランは、「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意）

II. 主な内容

1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実

- (1) 低年齢児（0～2歳）の保育所受入れの拡大
- (2) 多様な需要に応える保育サービスの推進
 - ・ 延長保育、休日保育の推進等
- (3) 在宅児も含めた子育て支援の推進
 - ・ 地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の推進
- (4) 放課後児童クラブの推進

2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

- (1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備
 - ・ 育児休業制度の充実に向けた検討、育児休業給付の給付水準の40%への引上げ（現行25%）、育児休業取得者の代替要員確保及び原職等復帰を行う事業主に対する助成金制度の創設等
- (2) 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
 - ・ 短時間勤務制度等の拡充や子どもの看護のための休暇制度の検討等
- (3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援
 - ・ 再就職希望登録者支援事業の整備

3. 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
 - (1) 固定的な性別役割分業の是正
 - (2) 職場優先の企業風土の是正

4. 母子保健医療体制の整備
 - ・ 国立成育医療センター（仮称）、周産期医療ネットワークの整備等

5. 地域で子どもを育てる教育環境の整備
 - (1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実
 - ・ 子どもセンターの全国展開等
 - (2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備
 - ・ 家庭教育24時間電話相談の推進等
 - (3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実
 - (4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実

6. 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
 - (1) 学習指導要領等の改訂
 - (2) 平成14年度から完全学校週5日制を一斉に実施
 - (3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進
 - ・ 総合学科、中高一貫教育校等の設置促進
 - (4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備
 - (5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進
 - ・ 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備、スクールカウンセラー等の配置

7. 教育に伴う経済的負担の軽減
 - (1) 育英奨学事業の拡充
 - (2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

8. 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援
 - (1) ゆとりある住生活の実現
 - (2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備
 - (3) 安全な生活環境や遊び場の確保

新エンゼルプランの進捗状況

	平成12年度	平成13年度	目 標 値	
低年齢児受入れの拡大	(59.3万人※1) 59.8万人	61.8万人	16年度	68万人
延長保育の推進	(8,052ヶ所) 8,000ヶ所	9,000ヶ所	16年度	10,000ヶ所
休日保育の推進	(152ヶ所) 100ヶ所	200ヶ所	16年度	300ヶ所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132市町村) 200市町村	275市町村	16年度	500市町村
多機能保育所等の整備	(333ヶ所) 305ヶ所 [11'補正88ヶ所] 計 393ヶ所	298ヶ所 [12'補正88ヶ所] 累計 779ヶ所	16年度 までに	2,000ヶ所
地域子育て支援センターの整備	(1,376ヶ所) 1,800ヶ所	2,100ヶ所	16年度	3,000ヶ所
一時保育の推進	(1,700ヶ所) 1,800ヶ所	2,500ヶ所	16年度	3,000ヶ所
ファミリー・サポート・センターの整備	82ヶ所	182ヶ所※2	16年度	180ヶ所
放課後児童クラブの推進	(9,401ヶ所) 9,500ヶ所	10,000ヶ所	16年度	11,500ヶ所
プレープレー・テレフォン事業の整備	(39都道府県) 39都道府県	43都道府県	16年度	47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	(24都道府県) 24都道府県	33都道府県	16年度	47都道府県
周産期医療ネットワークの整備	(14都道府県) 13都道府県	20都道府県	16年度	47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	(51地区) 240地区	240地区 [小児救急確保の調整 360地区]	13年度	360地区 (2次医療圏)
不妊専門相談センターの整備	(18ヶ所) 24ヶ所	30ヶ所	16年度	47ヶ所
子どもセンターの全国展開	(725ヶ所) 730ヶ所	1,095ヶ所		1,000ヶ所程度
子ども放送局の推進※3	(1,606ヶ所)			5,000ヶ所程度
子ども24時間電話相談の推進	(21都道府県) 31都道府県	31都道府県		47都道府県
家庭教育24時間電話相談の推進	(35都道府県) 32都道府県	31都道府県		47都道府県
総合学科の設置促進	(144校) 144校	163校	当面	500校程度
中高一貫教育校の設置促進	(17校) 17校	49校	当面	500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備※3	(8,467校)		12年度	5,234校を目途 までに

(注) 1. 平成12年度の上段()が実績、下段が予算。

2. ※1低年齢児受入れの拡大については、12年12月分までの実績による推計値。

3. ※2平成13年度のファミリー・サポート・センターについては、日本新生特別枠要望の過程で早期に整備を図ることとした。

4. ※3子ども放送局の推進及び「心の教室」カウンセリング・ルームの整備については、12年度実績のみ記載。

国民的な広がりのある取組みの推進について（概要）

（平成12年4月25日）
少子化への対応を推進する国民会議

経緯

- ◎ 少子化への対応は、政府の施策のみで達成されるものではなく、地域や家庭、職場など、国民的な広がりのある取組みが重要であるため、第1回国民会議の開催（平成11年6月）以降、関係団体の中堅が集まる幹事会において、各団体の当面の取組みを中心に、具体的に検討。

〔注〕国民会議は、総理主宰の下、労使、福祉、医療、教育、地方、マスコミなど21の関係団体の代表者と5名の有識者で構成。

- ◎ 平成12年3月末の幹事会において、その成果を「国民的な広がりのある取組みの推進について（案）」として取りまとめ、4月25日の国民会議に報告し、国民会議の取組みとして了承。

概要

- 取組みは、幅広い形で推進。
 - ・ 各団体がそれぞれ実施する取組み
 - ・ 複数の団体が連携して実施する取組み（地方レベルでも連携）
 - ・ 国民会議の名で実施する取組み
- 少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランに基づく政府の施策との連携にも留意。

1. 少子化への対応についての社会的な気運の醸成

〔例〕

- 家庭や子育てに夢を持つことができる環境の整備を呼びかける全国的なキャンペーンを実施する。（国民会議）
- 関係団体の連携を促進するための情報提供を行う。（国民会議）
- 男性の意識改革や職場の雰囲気づくりなど、各種のセミナー等を通じて企業への啓発を進める。（日本経営者団体連盟、日本商工会議所、関西経済連合会）

2. 子どもを産み育てやすい地域の環境整備

〔例〕

- 新エンゼルプランと連携して、地域における母子保健医療体制を充実する。（日本医師会）
- 出産後の里帰りの増加への対応などについて具体的に検討し、取組みを進める。（日本看護協会）
- 子育て中の親同士が出会える場や、悩みを相談できる場をつくる。（全国地域婦人団体連絡協議会）
- 都市部に比べ高い出生児数を維持している農村地域への女性の定住が進むよう環境整備を行う。（全国農業協同組合中央会）

- 地方公共団体相互の情報交換の拠点として、都道府県、市町村の施策に関する情報の蓄積・提供を行う。
(全国知事会、全国市長会、全国町村会)
- 新エンゼルプランと連携して、保育所等において、地域子育て支援センターや一時保育への取組みを拡大する。
(全国社会福祉協議会、日本保育協会)
- 幼稚園においても子育て相談の実施や井戸端会議の場所の提供を行う。
(全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会)
- 児童虐待問題について、関係団体間で連携を図りながら、取組みを強化する。
(全国社会福祉協議会など)

3. 仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備

〔例〕

- 育児休業の取得の奨励など、労使の話合いの下で職場環境の整備が進められるよう、企業・経営者に対する働きかけを行う。
(日本経営者団体連盟、日本商工会議所、関西経済連合会)
- 労働時間短縮の促進など、ゆとりのある生活の実現に向けた環境整備のための取組みを進める。
(日本労働組合総連合会)

4. 子育て支援サービスの拡充

〔例〕

- 新エンゼルプランの数値目標達成のため、保育所における低年齢児の受入拡大や延長保育等を進める。
(全国社会福祉協議会、日本保育協会)
- 幼稚園での預り保育を拡大する。
(全日本私立幼稚園連合会)

5. 学校や家庭における教育の推進

〔例〕

- 都道府県教育委員会の取組状況を調査し、先進的な事例などを紹介する。
(全国都道府県教育委員会連合会)
- 新エンゼルプランに盛り込まれた家庭教育ノートを活用した家庭教育を実践する。
(日本PTA全国協議会)

6. 良質な住宅の普及

〔例〕

- 定期借家法の周知を図るためのパンフレットの配布や講習会を実施する。
(住宅生産団体連合会)

※ ()内の団体名は実施主体を表している。